

主な修正のポイント 地域防災計画該当箇所の抜粋

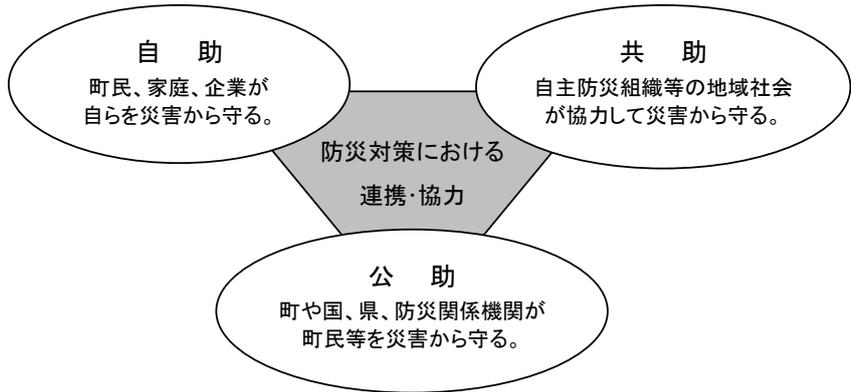
※文中の下線箇所について
○○○○ : 地震対策編・風水害対策編を引用している箇所は既計画を見直した箇所
: 津波対策編を引用している箇所は地震対策編に加筆・修正した箇所

1 地域防災力の向上
○自助・共助・公助の役割の明確化
○協働による地域を守る社会の構築

地震対策編 第1章 第2節 各機関の役割と業務大綱 (P1-5~1-6)

第3 各機関の役割

地域防災の推進は、「自助・共助」(市民、企業、自主防災組織等)と、「公助」(行政、防災関係機関等)が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。



【自助・共助の基本】

1 町民

- ・「自らの身の安全は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、企業、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い町民と地域を形成する。
・災害時には、共助の視点の下、隣近所や地域が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。

2 企業

- ・日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員

の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

- ・災害が発生した場合には、町、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

【公助の基本】

以下省略（現行計画に順ずる）

地震対策編 第2章 第9節 防災知識の普及（P2-24～2-30）

第9節 防災知識の普及

住民が受け身ではなく、自ら進んで防災に対する意識を新たにし、防災知識が得られるよう対策を講じながら防災無関心層をなくすよう努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練、講演会等の実施

住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

「防災とボランティア週間」、「防災とボランティアの日」に広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施

(2) ハザードマップ等の活用

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信

(3) 普及・啓発の実施

教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール等）、テレビ・ラジオ局等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催

(4) 災害時要援護者及び観光客等への配慮

イ 災害時要援護者への配慮

・外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制を整備

・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮

ロ 観光客等への対応

・現地の地理に不案内な観光客等に対して、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布、避難場所を示す標識の設置等

(5) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

・公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進

ロ 災害時通信方法の普及促進

・災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるwi-fi接続サービスなどの普及

(6) 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置

3 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等を整備

(2) 日常生活の中での情報揭示

避難場所や避難路・避難階段の位置について、避難誘導看板及び海拔表示看板等の誘導標識を効果的に設置し、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を実施

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるように整備

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法について周知

(2) 運転中における発災時の対応の周知

通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とする。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成及び避難・救助等に関する研修会の、指導者への防災教育による資質向上

5 防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての公立学校に防災主任を配置する。

第4 町民の取組

「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

第5 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存する。

2 伝承機会の定期的な実施

過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

地震対策編 第2章 第10節 防災訓練の実施 (P2-32)

第2 町が行う防災訓練

1 防災訓練の目的及び内容の明確な設定

防災訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、被害の想定を明ら

かにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

地震対策編 第2章 第11節 自主防災組織の育成 (P2-38)

第4 自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災関係機関との連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

- イ 防災訓練への参加
- ロ 防災知識の普及
- ハ 消火訓練の実施
- ニ 避難訓練の実施
- ホ 救出・救護訓練の実施

(2) 防災点検の実施

自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施

(3) 防災用資機材の整備・点検

資機材の整備に努め、点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管

(4) 災害時要援護者の情報把握・共有

地域住民や民生委員等の協力を得ながら、情報の把握及び関係者との共有

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

- イ 地域内の被害情報の収集方法
- ロ 連絡をとる防災関係機関
- ハ 防災関係機関との連絡方法
- ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施
自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

(4) 避難の実施

町長の避難勧告・避難指示又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要な時には、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても町と連携し炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動への支援を行う。

2 減災に向けた対策の推進

- ハード対策によって地震・津波による被害をできるだけ軽減する。
- それを超える地震・津波に対し、ソフト対策により、人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。

津波対策編 第2章 第1節 津波に強いまちの形成 (P2-1)

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、復興まちづくり計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第4 計画相互の有機的な連携

地域防災計画、復興まちづくり計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

津波対策編 第2章 第21節 避難対策 (P2-59)

第11 津波避難計画の作成

1 町の対応

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行う。

住民への周知内容

イ 避難対象地域

ロ 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法

ハ 津波情報の収集・伝達の方法

ニ 避難路及び避難経路、誘導方法

ホ 避難所の名称、所在地、収容人員

ヘ 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの

避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(4) 災害時要援護者への配慮

避難計画の作成に当たり、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、災害時要援護者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難支援の体制構築に配慮する。

2 公的施設等の管理者

学校等、病院、公民館、駅、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模津波災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

地震対策編 第2章 第1節 地震に強いまちの形成 (P2-2)

第3 地震に強い都市構造の形成

避難路、避難地、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園等の骨格的な都市基盤施設、土地区画整理事業、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

第4 揺れに強いまちづくりの推進

1 耐震化を促進するための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

2 火災対策

円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の耐震化、不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

3 居住空間内外の安全確保対策

家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

3 庁内体制の強化

- 津波警報・注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制，防災体制等の充実・強化。
- 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上。

津波対策編 第2章 第13節 津波監視体制、伝達体制の整備 (P2-36)

第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 避難指示等の発令基準の設定

イ 発令基準の策定・見直し

津波警報・注意報等の内容に応じた避難勧告、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

ロ 伝達体制の整備

津波警報・注意報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

イ 多様な情報伝達手段の確保

さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

ロ 確実な伝達方法の確保

気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。

ハ 自動車運転者対策

走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

ニ 海域海岸利用者対策

海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。

ホ 災害時要援護者対策

字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検

討を行う。

(3) 伝達内容の検討

津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

(4) 多様な条件下の考慮

夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報・注意報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

地震対策編 第2章 第15節 職員の配備体制 (P2-56)

第5 防災担当職員等の育成

専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第6 人材確保対策

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第7 マニュアルの作成

災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第8 業務継続計画（BCP）

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第2 役場庁舎及び代替施設

役場庁舎やその他防災関係施設の耐震性、耐火性を強化する。

災害対策本部（役場庁舎）が被災により機能しなくなった場合の代替施設として以下の施設を想定し、災害の状況に応じて最も適当な施設に災害対策本部を移設するとともに、その旨を関係機関並びに住民に対し速やかに通知する。また、これらの施設においても、最低限必要な対応ができるよう衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

役場庁舎に代わる施設

- ・ 亘理町中央公民館
- ・ 亘理運動場（仮設対応）

第3 避難の指示又は勧告

3 「勧告」と「指示」

避難指示等の発令基準は、次による。

種別	地震・津波の状況	発令時期 (実施時期)	対象者
避難指示	<u>大津波警報もしくは津波警報の発表を覚知したとき及び法令の規定により大津波警報又は津波警報の通知（気象業務法第15条第2項）を受けたとき。</u>	自動的	<u>津波避難対象地域内 にいる住民等</u>
	<u>強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、かつ町長が避難の必要を認めるとき。</u>	<u>可能な限り速やかに</u>	
注意喚起	<u>津波注意報の発表を覚知したとき。</u>	自動的	<u>海岸付近（海浜、漁港）にいる住民等</u>

※遠地津波発生時は、発表された津波警報・注意報の区分に応じ、これに準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合にはそれを参考に、確実な避難に結びつくよう避難指示の発令時期を考慮する。

第6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、また、車で避難せざるを得ない場合など地域の実情に応じ、県道荒浜港今泉線等や、町道荒浜大通線等の避難路又は避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

2 津波避難の迅速化の考慮

避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

4 避難場所、避難所の指定

○現在指定されている避難場所、避難所は次のとおりであるが、この中で、平屋建て、あるいは低地にある施設については、水害時の避難に十分注意するとともに、各避難所の災害への適性についてあらかじめ住民へ周知する。

避難場所及び避難所は、対象となる災害ごとに各編に記載することとした。

【避難場所】

避難場所一覧(地震対策)

(地震編 P2-78)

施設名 (電話番号)	所在地	収容 地区	収容可能人員：人		収容面積：m ²		階 数
			土 地	建 物	土 地	建 物	
亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	亘 理	3,400	1,900	17,074	7,649	3
亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	亘 理	9,600	2,300	48,100	9,427	3
荒浜小学校 (33-2670)	荒浜字隈潟 67	荒 浜	800	1,000	4,352	3,996	3
荒浜中学校 (35-2425)	荒浜字東木倉 70-1	荒 浜	3,000	1,000	15,177	4,022	3
吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田西部	1,000	700	5,075	2,861	3
吉田中学校 (36-2022)	吉田字松元 238-14	吉田東部	3,200	1,100	16,216	4,430	3
長瀬小学校 (36-2023)	長瀬字南原 193-1	吉田東部	3,400	1,200	17,434	4,919	3
逢隈小学校 (34-1553)	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	逢 隈	1,400	1,700	7,223	7,161	3
逢隈中学校 (34-1557)	逢隈牛袋字南西河原 2-6	逢 隈	2,500	1,100	12,518	4,554	3
高屋小学校 (34-1756)	逢隈高屋字保戸原 54-2	逢隈一部 亘理一部	1,800	600	9,376	2,545	3
中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22	亘 理		400	9,350	3,300	3
亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※		300		1,263	1
佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1	亘 理		600	3,321	1,802	1
武 道 館 (34-4251)	(災害ボランティア センター) 字旧館 62-1	亘 理		300		646	1
荒浜体育館 (35-2011)	荒浜字中野 33	荒 浜		450		1,007	1
勤労青少年ホーム (35-2011)	荒浜字中野 33	荒 浜	500	200	2,954	827	2
B&G 亘理海洋 センター (34-6938)	逢隈田沢字鈴木堀 6-7	逢 隈	1,100	500	5,933	1,102	1
働く婦人の家 (34-1555)	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	逢 隈	100	200	821	887	2
農村創作活動 センター (宮前野球場含む)	吉田字宮前 58-1	吉田西部	2,000	50	14,904	241	1

農村環境改善センター (36-3114)	吉田字大塚 185	吉田東部	600	1,200	3,200	2,640	2
吉田体育館							1
郷土資料館 図書館 (34-8700)	字西郷 140	亘理	1,700	150	17,327	5,124	5

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

避難場所等一覧(津波対策)

(津波編 P2-56)

施設名 (電話番号)	所在地	収容 地区	収容可能人員：人		収容面積：m2		階 数
			土 地	建 物	土 地	建 物	
逢隈中学校 (34-1557)	逢隈牛袋字南西河原 2-6		2,500	1,100	12,518	4,554	3
逢隈小学校 (34-1553)	逢隈田沢字鈴木堀 93-1		1,400	1,700	7,223	7,161	3
亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2		3,400	1,900	17,074	7,649	3
亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1		9,600	2,300	48,100	9,427	3
吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63		1,000	700	5,075	2,861	3
中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22			400	9,350	3,300	3
亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※		300		1,263	1
佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1			600	3,321	1,802	1
武 道 館 (34-4251)	(災害ボランティア センター)			300		646	1

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

避難場所等一覧(風水害対策)

(風水害編 P2-63)

施設名 (電話番号)	所在地	収容 地区	収容可能人員：人		収容面積：m2		階 数
			土 地	建 物	土 地	建 物	
亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	荒 浜	3,400	1,900	17,074	7,649	3
亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	荒 浜	9,600	2,300	48,100	9,427	3
吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田東部	1,000	700	5,075	2,861	3
中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22	逢 隈		400	9,350	3,300	3
亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※		300		1,263	1
佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1	逢 隈		600	3,321	1,802	1

武道館 (34-4251)	(災害ボランティア センター)	逢 限	300	646	1
------------------	--------------------	-----	-----	-----	---

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

【避難所】

避 難 所 一 覧 (地震対策)

(地震編 P2-85)

施設名 (電話番号)	所在地	収容地区	収容可 能人 員：人	収容面 積：m2	階数
亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	亘 理	1,900	7,649	3
亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	亘 理	2,300	9,427	3
荒浜小学校 (33-2670)	荒浜字隈潟 67	荒 浜	1,000	3,996	3
荒浜中学校 (35-2425)	荒浜字東木倉 70-1	荒 浜	1,000	4,022	3
吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田西部	700	2,861	3
吉田中学校 (36-2022)	吉田字松元 238-14	吉田東部	1,100	4,430	3
長瀬小学校 (36-2023)	長瀬字南原 193-1	吉田東部	1,200	4,919	3
逢隈小学校 (34-1553)	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	逢 限	1,700	7,161	3
逢隈中学校 (34-1557)	逢隈牛袋字南西河原 2-6	逢 限	1,100	4,554	3
高屋小学校 (34-1756)	逢隈高屋字保戸原 54-2	逢隈一部 亘理一部	600	2,545	3
中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22	亘 理	400	3,300	3
亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※	300	1,263	1
佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1	亘 理	600	1,802	1
武道館 (34-4251)	(災害ボランティアセン ター) 字旧館 62-1	亘 理	300	646	1
荒浜体育館 (35-2011)	荒浜字中野 33	荒 浜	450	1,007	1
勤労青少年ホーム (35-2011)	荒浜字中野 33	荒 浜	200	827	2
B&G 亘理海洋センター (34-6938)	逢隈田沢字鈴木堀 6-7	逢 限	500	1,102	1
働く婦人の家 (34-1555)	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	逢 限	200	887	2
農村創作活動センター (宮前野球場含む)	吉田字宮前 58-1	吉田西部	50	241	1
農村環境改善センター (36-3114) 吉田体育館	吉田字大塚 185	吉田東部	1,200	2,640	2 1
郷土資料館 図 書 館 (34-8700)	字西郷 140	亘 理	150	5,124	5

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

避難所一覧（津波対策）

（津波編 P2-60）

施設名 (電話番号)	所在地	収容地区	収容可能 人員：人	収容面 積：m2	階数
逢隈中学校 (34-1557)	逢隈牛袋字南西河原 2-6	逢隈	1,100	4,554	3
亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	荒浜	1,900	7,649	3
亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	荒浜	2,300	9,427	3
吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田東部	700	2,861	3
中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22	逢隈	400	3,300	3
亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※	300	1,263	1
佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1	逢隈	600	1,802	1
武道館 (34-4251)	(災害ボランティアセン ター)	逢隈	300	646	1

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

避難所一覧（風水害対策）

（風水害編 P2-70）

施設名 (電話番号)	所在地	収容地区	収容可 能人 員：人	収容面 積：m2	階数
亘理小学校 (34-1311)	字下小路 22-2	荒浜	1,900	7,649	3
亘理中学校 (34-1400)	字沼頭 1	荒浜	2,300	9,427	3
吉田小学校 (34-1817)	吉田字宮前 63	吉田東部	700	2,861	3
中央公民館 (34-3111)	字旧館 61-22	逢隈	400	3,300	3
亘理高校体育館 (34-1213)	字館南 56-2	※	300	1,263	1
佐藤記念体育館 (34-4251)	字旧館 62-1	逢隈	600	1,802	1
武道館 (34-4251)	(災害ボランティアセン ター)	逢隈	300	646	1

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

5 避難所の運営

○災害後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなるため、住民主体で避難所を運営する。

地震対策編 第2章 第22節 避難収容対策 (P2-86)

第2 避難所の確保

6 避難所の運営・管理

- (1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (5) 運営に必要な事項（避難所の夜間の鍵の管理体制として、避難所周辺の自主防災会長（行政区長）との連携を図る等）についてあらかじめマニュアル等を作成し配置しておくこと。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策の実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (9) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

6 給水対策

○今回の震災経験を踏まえ、給水対策を拡充（水泳プールの耐震化促進、井戸の活用等）

地震対策編 第2章 第6節 建築物等の耐震化対策 (P2-14)

第2 公共建築物

2 教育施設

(1) 校舎の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化

(3) 水泳プールの防災機能の拡充

災害時における防火用水及び生活用水や飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

地震対策編 第2章 第7節 ライフライン施設等の予防対策 (P2-16)

第2 上水道施設

2 危機管理体制の確立

(1) 災害対策本部の配備体制に基づき、情報連絡体制、初動体制、被災施設の復旧工事及び応急給水活動の行動計画を作成する。

(2) 常に配水管台帳を整備し、施設の現状把握に努める。

(3) 復旧工事用の資材を確保するため計画的な備蓄に努める。

(4) 給水タンク等の応急給水用資機材の整備強化を図る。

(5) 発電機や燃料の備蓄に努める。

地震対策編 第2章 第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (P2-92)

第6 飲料水の確保

1 備蓄

備蓄については、第4次互理町総合発展計画に基づき、避難所等に分散して備蓄

2 水源の確保

災害時には、各小中学校の受水槽、町営住宅の受水槽、田沢浄水場及び各配水池などの既存の施設を水源として確保するほか、学校のプールや打ち込み消火栓を利用し拠点給水の水源とする。

また、定期的に井戸水の水質検査を実施する。

7 炊き出し

○多くの避難者への炊き出しと、長期的な避難生活に対する対策の拡充

地震対策編 第3章 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 (P3-75)

第2 食料

3 炊き出しの実施

(1) 炊き出し担当等

炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。

(2) 受給対象者

イ 避難所に避難している者

ロ 住家が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

ハ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 炊き出しの実施場所

実施場所
学校給食センター
中央公民館
勤労青少年ホーム
農村環境改善センター
働く婦人の家
農村創作活動センター

※炊飯に関しては、地元業者等の協力を仰ぎ、各施設においては簡易的な調理等を実施する。また、学校給食センターについては、学校給食再開との兼ね合いもあることから使用者や使用期間について調整を図る。

(4) 炊き出しの協力団体

団体名	会員数	連絡先	連絡担当
亘理町婦人防火クラブ連合会	8,677人	34-1155	亘理消防署
食生活改善推進員協議会	70人	34-0524	健康推進課

8 災害時の応急復旧体制の整備

○津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震対策編 第2章 第20節 緊急輸送体制の整備 (P2-73)

第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

1 整備の検討

大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第4 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の確認手続き

災害発生時に緊急通行車両として使用する公用車については、県公安委員会（亶理警察署）に申請し、事前届出済証の交付を受けておく。

2 緊急輸送に関する協定

緊急輸送に必要なトラックの調達について、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（社）宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

第6 燃料優先協定の締結

災害時に緊急輸送用の燃料を確保するため、町内のガソリンスタンドと協議のうえ、応援体制を確立するとともに、応援協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

津波対策編 第2章 第21節 避難対策 (P2-55)

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

第3 自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全に避難できるよう、検討を行う。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難訓練等を実施し、自動車避難に伴う危険性の軽減方策や、避難車両の集中回避などについて各地域で合意形成を図る。

第5 避難路の確保

避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、また、車で避難せざるを得ない場合など地域の実情に応じ、県道荒浜港今泉線等や、町道荒浜大通線等の避難路、又は避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

2 津波避難の迅速化の考慮

避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

指定した避難路について、誘導標識等を設置し、避難場所や避難路・避難階段の位

置などを示したり、避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

また、整備した標識等の適切な維持管理を行う。

(2) 多言語化の推進

避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

5 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や踏切など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているか等の確認を行う。

第7 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方針についての行動ルールを定める。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

避難誘導・支援の訓練を実施することにより、問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 災害時要援護者の避難誘導體制の整備

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者を適切に避難誘導し、安否確認について平常時より、情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等の充実を図る。

第10 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 引渡し対応の検討

学校長等は、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応についても合わせて検討する。

2 避難環境の整備

津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、学校の屋上に通じる外階段（避難階段）等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

地震対策編 第2章 第22節 避難収容対策 (P2-84、89)

第2 避難所の確保

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定

(2) 他市町村での受入れ拠点の要請

福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を、他市町村に受入れ要請するなど、受入れ拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話などのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達

できるように必要な体制の整備を図る。

地震対策編 第2章 第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (P2-91~93)

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないため、十分な量の物資を備蓄する。

2 備蓄拠点の整備

備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

3 備蓄物資の選定時の配慮

備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第8 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業組合岩沼支部等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 普及啓発

災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの自助努力について普及啓発を行う。

地震対策編 第2章 第18節 医療救護体制の整備 (P2-65~67)

第2 災害時医療体制の整備

1 救護班

災害時には、救護班を編成し、救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から互理郡医師会及び町内の医療機関と協議し、医師会との協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。また、救護所の設置予定場所は、避難所及び公共施設等に災害の種類や状況に応じて設定するが、概ね次のとおりとする。

救護所等予定場所

施設名	所在地	収容能力	施設状況
<u>互理町保健福祉センター</u>	<u>互理町字悠里 1</u>	<u>建設予定</u>	
互理小学校	互理町字下小路 22-2	1,900	保健室ベット 2
逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木掘 93-1	1,700	〃 ベット 3
吉田小学校	吉田字宮前 63	700	〃 ベット 2

災害の種類や状況により、指定避難場所とあわせて指定するものとする。

緊急時の連絡体制を確保するため、医療に必要な燃料や水の確保について、町と、互理郡医師会及び町内の医療機関との連絡を密にしておく。

第5 医薬品、医療用資機材の整備

災害時の緊急医療に備え、保健福祉センター・医療機関及び救護所設置予定場所に医薬品、医療用資機材を整備し、日頃から定期的に点検し、更新が必要なものは適宜交換する。医薬品等が不足する場合に備えて、互理郡医師会、岩沼薬剤師会や製薬メーカーと協議のうえ、調達できる体制を整える。

第8 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備・維持管理に努める。

※MCA方式とは、Multi Channel Access Systemの略 複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。地方公共団体での導入事例がある。

9 広域災害への対応の確立

- 広域的な大規模災害発生に備え、近隣市町のみならず、県外の自治体や民間団体、企業と応援協定締結を図る。
- 広域的な大規模災害発生に備え、町外被災地への支援や町外被災者の受け入れを行う体制の整備を図る。

地震対策編 第2章 第17節 相互応援体制の整備 (P2-60)

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する

2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、必要な準備を整える。

現在締結されている相互応援協定は次のとおりである。

協定等の名称	締結年月日	締結の相手方	協定の内容
亶理町・山元町相互応援協定	昭和39年 2月27日	山元町	火災防御及びその他の災害時における応援
亶理町、岩沼市相互応援協定	昭和39年 2月27日	岩沼市	火災防御及びその他の災害時における応援
仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定	平成4年 3月19日	宮城県 県内17市町	非常災害、施設の損傷等緊急時における応援給水
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	平成9年 1月16日	福島県 ・福島地方広域行政圏17市町村 ・相馬地方広域市町村圏6市町村 宮城県 ・亶理・名取広域圏2市2町 ・仙南地域広域行政圏9市町 山形県 ・置賜広域行政圏8市町	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の他生活必需物資の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な資機材の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な職員の派遣
災害時における亶理町内郵便局と亶理町との協力に関する覚書	平成10年 1月23日	亶理町内郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における郵政事業の特別事務取扱い及び援護対策 ・災害時の施設並びに用地の相互提供 ・情報の相互提供
災害時における応急生活物資等の協力に関する協定	平成10年 9月2日	みやぎ生活協同組組合	災害時における応急生活物資の供給等
日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」	平成11年 6月30日	宮城県支部会員	大規模な災害発生時の応急給水及び応急復旧等の協力
災害時の医療救援に関する協定	平成12年 11月30日	一般社団法人亶理郡医師会	災害時における避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動の協力
伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会の災害時における相互応援協定	平成13年 11月8日	伊達市ほか4町	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における応急物資等の相互応援 ・生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
災害時における応急措置の協力に関する協定	平成16年 4月27日	亶理町災害防止協議会	災害時における応急措置の協力
災害時における水道施設復旧応援に関する協定	平成16年 4月27日	亶理町水道工事指定業者連絡協議会	災害時における水道施設復旧応援
災害時における宮城県市町村相互応援協定	平成16年 7月26日	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における宮城県市町村相互応援 ・物資・資機材の提供に関する応援 ・職員の派遣に関する応援
大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	平成16年 12月1日	宮城県、町社協	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	平成18年 10月11日	(株) BIG RENTAL (株)はくと建機 (株)カナモト	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時における物資供給に関する協定書	平成19年 5月29日	NPO法人コメリ 災害対策センター	災害時における生活物資の提供

※亙理高校については、県教育庁と亙理高校と避難所指定協議により、これから協定を結ぶこととなっている。避難所とする部分は体育館アリーナ（1262.76 m²）となり、また、鍵の管理体制は町教育委員会で管理し、避難場所及び避難所として指定される見込みである。

第8 関係団体との連携強化

他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者¹に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

地震対策編 第2章 第12節 ボランティアの受入れ (P2-43)

第3 災害ボランティア活動の環境整備

日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5 一般ボランティアの受入れ体制

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

(1) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(2) 受入れ体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

2 行政の支援

災害ボランティアの受け入れに必要な環境整備やリーダーの要請などの体制づくりを、県、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。

10 災害時要援護者への対応

- 庁内体制の強化に基づき、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有を図る
- 災害時要援護者の避難対策の充実・強化を図るとともに、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等に配慮する。

地震対策編 第2章 第21節 避難対策 (P2-80)

第7 災害時要援護者の支援方策

1 災害時要援護者の支援方策の検討

災害発生時に災害時要援護者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 災害時要援護者の支援体制の整備

災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、災害時要援護者の了解を得た上で、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

あらかじめ自主防災組織や地域の民生委員等と連携し、災害時要援護者の了解を得た上で、災害時要援護者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

避難支援計画を検討する中で、災害時要援護者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

4 外国人等への対応

言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、迅速かつ的確な行動がとれるような環境の整備に努める。

地震対策編 第2章 第22節 避難収容対策 (P2-87)

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づ

く、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要であることから、調査の実施方法・体制の整備を図る。

2 生活環境の確保

避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、災害時要援護者への配慮や避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

地震対策編 第2章 第24節 災害時要援護者・外国人対応 (P2-94)

第2 高齢者、障害者等への対応

介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、アレルギー症患者など、それぞれの身体機能等を考慮して災害時の対策を整える。

1 在宅の災害時要援護者の災害予防対策

(1) 要援護者避難支援プランの策定

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成25年4月改訂、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、要援護者支援に係る全体的な考え方と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める。

なお、要援護者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(2) 要援護者の把握

災害による犠牲者となりやすい要援護者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

イ 要援護者の所在把握

ロ 所在情報の管理

(3) 支援体制の整備

ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要援護者を支援するための体制整備に努める。

(4) 防災設備等の整備

すでに整備済みである独居高齢者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や町等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

(5) 相互協力体制の整備

社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要援護者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要援護者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

2 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

津波や土砂災害等の被災リスクに対する、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の構造・設備

福祉避難所において、要援護者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

3 福祉サービスの継続と関係機関の連携

災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

4 家族を含めた防災訓練の実施

近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

5 要援護者自身の備え

平時に要援護者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のよ
うな「自助」の考え方についても、普及に努める。

(1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく

(2) 防災用品をそろえる

(3) 貴重物品をまとめておく

(4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく

(5) 防災訓練に参加する など

11 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

- 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する。

津波対策編 第2章 第26節 廃棄物対策 (P2-102)

第2 処理体制

1 町の役割

迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、災害時の広域的な相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

12 複合災害の考慮

○一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を行う。

地震対策編 第2章 第25節 複合災害対策 (P2-99)

第2 複合災害の応急対策への備え

町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策にあたっては、特に以下の点に留意する。

1 活動体制

従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 複合災害時には、関係町の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。

(2) 町、県及び防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図る。

3 避難・退避体制の整備

(1) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(2) 複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

13 円滑な復旧・復興

- 被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを行う。

地震対策編 第4章 第5節 都市基盤の復興対策 (P4-18、19)

第2 防災まちづくり

- 1 再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向について、速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- 4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 6 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

第3 想定される計画内容例

- 1 主要交通施設の整備
道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備による災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

五百年から千年規模の津波に対する安全・安心確保策として、「減災」を念頭に、防潮堤の整備、防潮林と人工丘の整備、避難道路整備、河川堤防の充実強化、さらに、防災無線整備、防災教育の徹底等の多重防御の推進

地震対策編 第4章 第8節 災害対応の検証 (P4-28~30)

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 検証の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

1 情報処理

他自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部・各部班等との業務調整

4 組織間連携

他の各機関（防災関係機関、国、県、協定締結団体など）との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

町民への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第3 検証体制

町及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、町内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第4 検証の対象

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

1 災害対策本部

2 防災関係機関

3 町民

4 自主防災組織

5 支援自治体

6 ボランティア団体 など

第5 検証手法

町及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第6 検証結果の防災対策への反映

町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第7 災害教訓の伝承

町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

14 「特別警報」の反映

○気象庁では、大規模災害の発生が切迫していることを伝えるため、新たに平成25年8月から「特別警報」を創設している。

津波対策編 第2章 第13節 津波監視体制、伝達体制の整備 (P2-35)

第2 津波の観測体制の整備

仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達に努める。

(1) 津波警報等の種類

イ 大津波警報（特別警報に位置づける）、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現 での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところ で3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ ≦10m	10m		
		3m<高さ ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところ で1mを超え、3m以下の 場合	1m<高さ ≦3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ で0.2m以上、1m以下の 場合であって、	0.2m≦高さ ≦1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険

	津波による災害 のおそれがある 場合				なので行わない。 注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に 近付いたりしない。
--	--------------------------	--	--	--	---

*「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※気象庁はこれまで、地震、津波などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていたが、これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える地震や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

地震対策編 第3章 第1節 情報の収集・伝達 (P3-1)

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるため、震度6弱以上の揺れが予想される場合には「特別警報」を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

また、仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

※気象庁はこれまで、地震などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていたが、これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

第2 防災気象情報

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき警報及び注意報（大津波警報、津波警報、津波注意報を除く。）並びに気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるように努める。

その際、災害時要援護者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

1 仙台管区気象台が発表する防災気象情報

気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、次のとおりである。

発表基準については資料編（67～69頁、「防災気象情報」）参照。

防災気象情報の種類

警報	注意報	気象情報
①暴風警報	①強風注意報 ⑧雷注意報 ⑮融雪注意報	①予告的な情報 ②警報や注意報を補完する気象情報
②暴風雪警報	②風雪注意報 ⑨乾燥注意報	
③波浪警報	③波浪注意報 ⑩濃霧注意報	
④高潮警報	④高潮注意報 ⑪霜注意報	
⑤大雨警報	⑤大雨注意報 ⑫なだれ注意報	
⑥洪水警報	⑥洪水注意報 ⑬低温注意報	
⑦大雪警報	⑦大雪注意報 ⑭着雪(氷)注意報	

気象庁は、これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることとしている。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	